

## 利用調整（選考基準）について

新制度において、市町村から保育の必要性の認定を受けた子どもが、認定こども園、保育所、家庭的保育事業等を利用するにあたり、市町村は利用調整を行った上で、各施設・事業者に対して利用の要請を行うこととされている（改正児童福祉法第73条第1項）。

現在弘前市では、保育所入所申込児童が保育所定員を超えた場合に、弘前市保育所入所選考基準に基づき、申込児童の家庭状況を指数化し、指数の高い順に選考を行っている。

新制度において、2号・3号認定を受けた子どもが特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用するにあたって、利用定員を上回る場合、特定教育、保育施設等は保育の必要性の高い順に受け入れることが求められており、「保育の必要性」の認定を受けた事由及び区分を指数化し、その指数の高い子どもから優先して入所させていく事になる。

その際、保護者の「保育の必要性」の事由を指数化したものと、後述する「優先利用」を指数化したものとの合算をその世帯の指数として、指数の高い子どもから入所させる方法を検討している。

## 1 優先利用について

新制度では保育の優先的な利用が必要と判断される世帯のために、「優先利用」（利用調整の際に考慮される事項）を設定し、優先度を高めることとされている。

「優先利用」の対象となる事項として国は以下のとおり示している。

No.	対象事項	追記事項
1	ひとり親世帯	
2	生活保護世帯	就労による自立支援に繋がる場合等
3	生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合	
4	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	
5	子どもが障害を有する場合	
6	育児休業明け	
7	兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合	多胎児を含む
8	小規模保育など地域型保育事業の卒園児童	
9	その他市町村が定める理由	

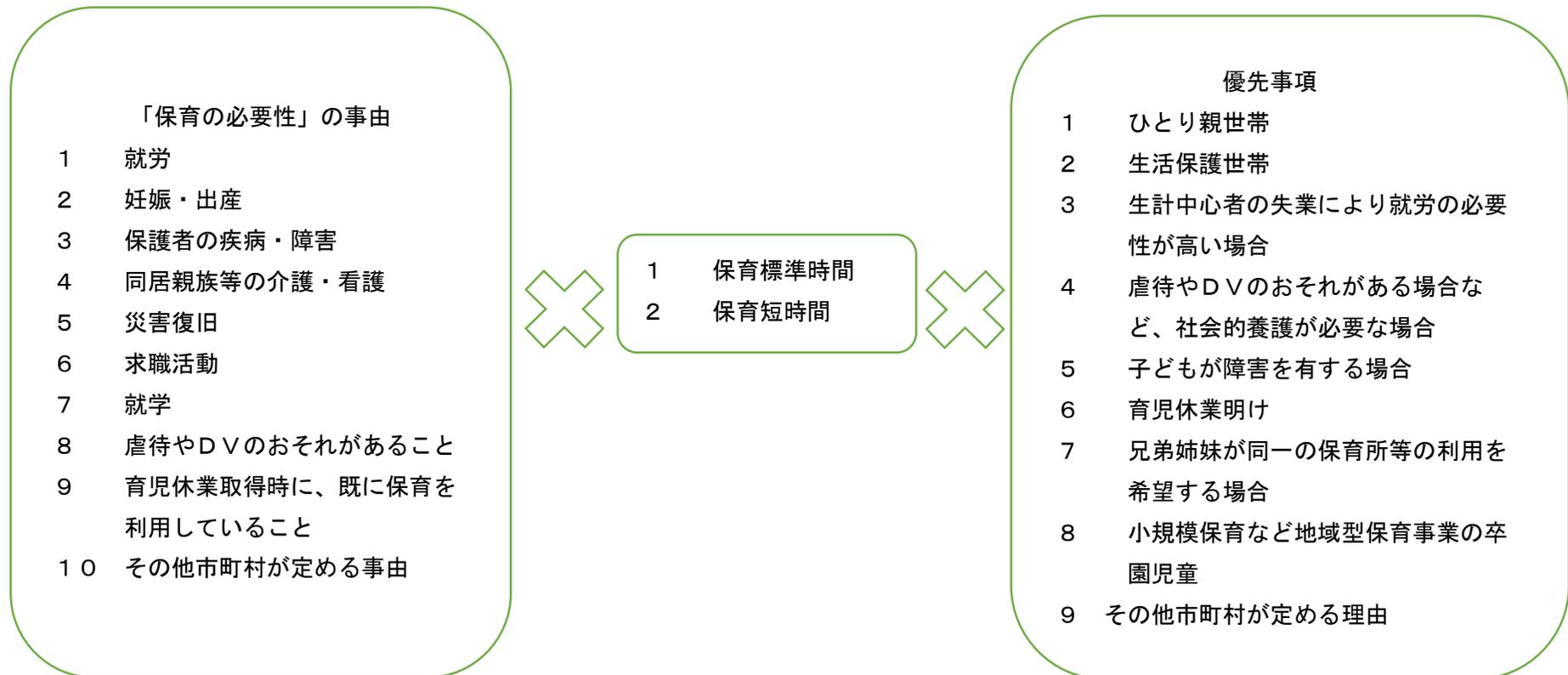
弘前市が定める理由としては、以下の事由を想定している。

- 1 保護者が単身赴任中である場合（加点）
- 2 離婚、死別などの直後であり、自立を促進する必要がある（加点）
- 3 別居の親族を介護している（加点）
- 4 年齢制限のある保育等施設からの転園（加点）
- 5 同居親族が身体障害者手帳等の交付をうけている場合（加点）
- 6 その他（減点する理由も設定する）

## 2 利用調整について

利用調整をするにあたり、事由、区分、優先利用を指数化し、指数が高い世帯から優先的に入所させる形となる。父母の状況や優先利用により保育の必要性を総合的に判断する。(世帯等の状況を指数化し、優先順位を決定)

### ※イメージ



利用調整については、すべての施設・事業類型を通じて調整を行う方法が想定されている

例えばA保育所を第1希望、B認定こども園を第2希望とする保護者の方が、B認定こども園を第1希望とする保護者よりも指数が高い場合、前者の保護者が優先的に選考されます。

例1 同保育所を希望している保護者が4人いる場合、優先度の考え方は以下の通りになる

山田	〇〇	(第1希望)	42点		※優先度が高い
田中	〇〇	(第3希望)	40点		※優先度が低い
鈴木	〇〇	(第2希望)	38点		
工藤	〇〇	(第1希望)	35点		

例2 D保育所、E認定こども園が入所不可である場合、A保育所には渡辺さんが優先的に選考される。

伊藤 〇〇 40点  
第1希望 A保育所  
第2希望 B認定こども園  
第3希望 C保育所

吉田 〇〇 38点  
第1希望 D保育所  
第2希望 A保育所  
第3希望 C保育所

渡辺 〇〇 42点  
第1希望 D保育所  
第2希望 E認定こども園  
第3希望 A保育所